

2022年10月11日

お客様各位

セントラル短資株式会社

会社法の一部改正に基づく振替決済口座管理規程の改定について

今般、会社法の一部改正に基づき株主総会資料の電子提供制度が創設されたことに伴いまして、弊社株式等振替決済口座管理規程の改定を行いましたことをお知らせ致します。

改定後の全文につきましては弊社ホームページ下部、新旧対照表につきましては「セントラル短資からのお知らせ」に掲載しております。

以上

【本件に関するお問合せ先】

セントラル短資株式会社 証券業務管理室

TEL 03-3243-1456